

所掌事項

- 1 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 2 定時または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 3 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

設置根拠

社会教育法第15、17、18条
宮古市社会教育委員条例

設置年月日

H17. 6. 6

委員定数

15人

委員任期

2年

現任委員発令日

R3. 10. 1

現任委員任期満了日

R5. 9. 30

担当課

教育委員会事務局生涯学習課

TEL : 0193-68-9119 内線 3712

FAX : 0193-63-9112

E-mail : shogai@city.miyako.iwate.jp

備考